

(平成25年1月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 国民年金関係 | 1 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 3 件 |
| 国民年金関係 | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 2 件 |

第1 委員会の結論

申立人の平成7年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月

私の母親が、平成7年3月に、申立期間に係る私の国民年金の加入手続をA県B市役所（本庁）で行ってくれ、同時に申立期間の国民年金保険料も納付してくれたにもかかわらず、当該期間の保険料が未納と記録されており納得できない。

申立期間の保険料は、間違いなく納付しているので、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月であり、申立人は、申立期間及び申請免除期間を除く国民年金被保険者期間に係る国民年金保険料を、平成19年の転職に伴う1か月の未就労期間を含め全て納付しており、申立人の両親も、国民年金被保険者期間に係る保険料を全て納付（第3号被保険者期間を含む。）していることから、申立人の家族の年金に対する意識は高かったことがうかがわれる。

また、申立期間に係る申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したとする申立人の母親は、「息子（申立人）が会社を退職して実家に帰ってきてすぐにB市役所に行った記憶があるので、加入手続をした時期は平成7年3月上旬だったと思う。市役所1階の国民年金窓口で手続を行い、同じ1階にあった銀行の窓口で申立期間の保険料を納付した。」と主張しているところ、B市市民課保険年金係は、「当時、国民年金窓口は、庁舎1階にあり、加入手続を行った際に申出があれば、その場で納付書を作成していたので、同じ1階にある金融機関の窓口で保険料を納付することは可能であった。」と回答しており、申立人の母親の主張に矛盾は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から12年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年4月から12年3月まで

私は、申立期間当時、大学生で収入が無かったので、母親に勧められてA市役所で国民年金保険料の免除申請を行った。申立期間については、A市からの転入手続をB市（現在は、C市）で行った際に、免除申請も行ったはずであり、その後、納付書や未納通知書のような書類が届くことはなかったため、申立期間の保険料が未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A市からの転入手続をB市で行った際に、国民年金保険料の免除申請も行ったはずである。」と主張しているところ、戸籍の附票を見ると、申立人がA市からB市へ住所を移動したのは平成10年2月2日で、C市が保管する申立人の国民年金被保険者資格カードが同年2月18日に作成されていることから、申立人がB市で転入手続を行ったのは同年2月と推認される。これに対し、C市は、「申請免除の承認期間は年度末までなので、平成10年2月時点で平成10年度に係る免除申請を受け付けることはない。免除を希望する場合は、翌年度になってから再度申請してもらうよう説明を行っていたと思う。」と回答している上、申立人は、当該転入時以外にB市で免除申請を行った記憶が無く、「A市で免除申請を行った際には実家から父親の所得証明書を送付してもらったが、B市では継続だから大丈夫と思い、実家から所得証明書を送付してもらっていない。」と供述しており、B市で転入手続と同時に免除申請したとする申立人の主張の裏付けは取れない。

また、保険料の免除申請は、申立期間当時は毎年度行うこととされていたことから、申立期間については2回の免除申請が必要となるどころ、そのい

ずれについても行政側が記録を誤り、申立人に係る免除記録が欠落したとは考え難い。

さらに、B市が作成した平成10年8月7日現在の年度別納付状況リストを見ても、申立人の同年4月から同年6月までの国民年金保険料は未納となっており、免除月数は平成9年度の12か月のみとなっている。

このほか、申立人の保険料が免除されたことを示す関連資料は無く、ほかに保険料が免除されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

山口厚生年金 事案 1199 (事案 1125 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月 1 日から平成 6 年 2 月 14 日まで

私は、申立期間について、A事業所(事業主は、申立人の義母)で勤務しており、船員保険又は厚生年金保険に加入していたはずなのに、その記録が無いことに納得いかないため、年金記録確認申立てを行ったが、記録の訂正は認められなかった。

今回、新たな資料は無いが、私は、最初(平成 22 年 7 月 27 日)に、申立期間に係る年金記録の照会のためにB年金事務所へ行った際、職員が1枚の紙を出してきて「ありました。」と言ったので、後日、その1枚の紙をもう一度見せてくれと依頼しても、年金事務所は、「無い。」と回答するばかりで、私の記録を無くしたとしか思えない。この1枚の紙に記載されていた記録が、昭和 61 年まで私が所持していた青色の年金手帳に記載されていた船員保険又は厚生年金保険の記録だと思うので、再度、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和 52 年分、54 年から 57 年までの分及び 60 年分の給与所得の源泉徴収票などから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、i) 申立事業所は、申立期間のうち平成 3 年 1 月 8 日から 5 年 6 月 1 日までの期間において、船員保険の適用事業所であったことを確認できない上、厚生年金保険の適用事業所名簿を見ても、申立期間において厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できないこと、ii) 申立人か

ら提出された前述の源泉徴収票を見ても、社会保険料の金額欄に記載が無いことが確認できる上、申立事業所は既に廃業し、事業主も死亡しており、申立期間当時の賃金台帳等の関連資料は保管されていないこと、iii) 申立事業所に係る船舶所有者別被保険者名簿に申立人の氏名は確認できない上、オンライン記録によると、申立人は、申立人の夫が船員保険の被保険者であった昭和46年3月1日から平成3年1月8日までの期間、及び5年6月1日から6年2月14日までの期間において、申立人の夫の被扶養者と認定されていることが確認できること、iv) オンライン記録によると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年4月1日から平成6年2月14日までは国民年金の被保険者となっており、C町が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、申立人が昭和61年4月1日から国民年金の第3号被保険者として記載されていることが確認できること、v) 申立人は、「昭和61年の年金制度の改正に伴い、当時、所持していた青色の年金手帳を私の夫に渡してD町（現在は、C町）役場で手続してもらったが、この青色の年金手帳は戻って来なかった。」と主張しているところ、昭和61年以前に交付された年金手帳はオレンジ色であり、申立人が主張する青色の年金手帳が交付されたのは平成9年以降のことであることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成23年12月14日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、最初に申立期間に係る年金記録の照会のためにB年金事務所へ行った際に職員が出してきた1枚の紙に記載されていた記録は、当初、自分が所持していた青色の年金手帳に記載されていた船員保険又は厚生年金保険の記録であったとして再申立てを行っていることから、B年金事務所を確認したところ、当該年金事務所は、「申立期間に係る申立人の船員保険及び厚生年金保険の記録は無いので、仮に出したとすれば、申立人の国民年金被保険者名簿か申立期間より前に申立人が勤務していた事業所に係る厚生年金保険被保険者原票だと思われる。なお、当日、申立人に対応した職員は、申立人が名前を挙げている職員ではない。」と回答している。

また、申立人も、自身が主張する1枚の紙について直接見て確認したわけではないとしていることから、改めて申立事業所に係る船員保険被保険者名簿、紙台帳検索システム及びオンライン記録などを確認したが、年金事務所による記録の取消し又は不自然な事務処理の事跡は見当たらなかった。

さらに、申立人に、昭和61年まで所持していたとする年金手帳の色及び船員手帳の所持等について改めて確認しても、「4桁と4桁の番号が記載された青色の手帳だった。私は船員ではなく、船員手帳をもらったことはない。」と回答しているなど、これまでの主張を繰り返すのみであり、申立人の申立期間に係る船員保険又は厚生年金保険の記録が当初にはあったとする申立人の主張を裏付けることができず、当該主張のみでは、委員会の当初の

決定を変更すべき新たな事情とは認めることができない。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者又は厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料又は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 8 月から 47 年 12 月まで
② 昭和 48 年 9 月から 56 年 12 月まで

私は、申立期間①についてはA市のB事業所で、申立期間②についてはC市のD事業所で勤務しており、毎月 20 万円から 25 万円ぐらいの給与が支給され、給与から約 1 万 5,000 円の社会保険料を控除されていたと思うので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の申立期間①に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない上、A商工会議所が保管する昭和 54 年A商工名鑑により確認できるB事業所の代表者に照会したところ、同人は、「申立期間当時の資料は残っておらず、申立人が勤務していたかどうか分からない。」と回答しているほか、申立人は、同僚等の氏名を記憶していないため、申立人の勤務実態について確認することができない。

また、前述の代表者は、「B事業所は、当時、従業員が1、2名の個人事業所で、会社を設立するまで厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、給与から厚生年金保険料を控除することは考えられない。」と回答しており、商業登記簿によると、当該代表者が会社を設立したのは平成7年12月12日であり、同社は9年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているほか、A市を管轄する社会保険事務所（当時）に係る適用事業所名簿において、B事業所という名称の事業所は見当たらないことから、申立期間当時、B事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、オンライン記録により、申立期間①のうち、昭和 46 年 4 月 16 日から同年 8 月 6 日までについて、平成 24 年 9 月 3 日付けで E 事業所（F 市所在）に係る厚生年金保険の被保険者記録が申立人の被保険者記録として記録統合されていることが確認できる。

加えて、申立人は、給与明細書等の資料を所持しておらず、申立期間①に係る保険料の控除について確認することができない。

- 2 申立期間②について、申立人は、平成 20 年 3 月 21 日付け「年金記録に係る確認申立書」により、国民年金に係る申立てを行っているほか、19 年 12 月 14 日に社会保険事務所に提出した国民年金保険料納付記録の照会申出書には、「昭和 57 年から平成 3 年まで C 市の D 事業所で勤務していた時に、給与から国民年金保険料を控除されていた。」と記載しており、勤務したとする期間及び申立内容が今回の申立てと相違しているなど、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料控除に関する記憶は曖昧である。

また、申立人の申立期間②に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない上、申立人は、事業主及び同僚等の氏名を記憶していないため、申立人の勤務実態について確認することができない。

さらに、C 商工会議所、一般社団法人 C 建設業協会及び C 土木建築協同組合等に照会したが、D 事業所と称する事業所に関する情報は得られない上、C 市を管轄する社会保険事務所に係る適用事業所名簿において、D 事業所と称する事業所は E 社だけであるところ、当該事業所は昭和 30 年 12 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に申立人の氏名は無い。

加えて、申立人は、給与明細書等の資料を所持しておらず、申立期間②に係る保険料の控除について確認することができない。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②において厚生年金保険に加入し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。